



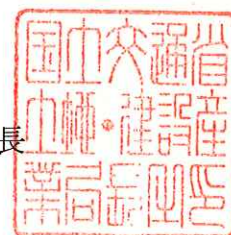
国土建推第21号

国土建労第1140号

平成30年12月3日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記について、従来より元請建設企業に対する指導方お願いしているところである。

今後、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

国土交通省においては、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業を守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の策定等、元請負人と下請負人との関係の適正化のより一層の推進に努めてきた。

しかしながら、元請負人と下請負人の間において赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責によらないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしわ寄せが依然として存在するとの指摘がなされているところである。

また、未だ不適正な施工体制や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故の発生が見受けられる。

以上を踏まえ、貴団体傘下建設企業等に対し、関係法令やガイドライン等を遵守するほか、下記事項に十分留意し、下請契約における請負代金の設定及び適切な代金の支払い等元請負人と下請負人の間の取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底等に努められるよう、会議や講習会の開催などにより現場事務所に至るまで指導されたい。

1. 見積りについて

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議による適正な手順を徹底すること。見積条件は、下請契約の具体的内容を提示することとし、提示しなければならない事項は、建設業法第19条第1項により請負契約書に記載することが義務付けられている全ての事項（請負代金の額を除く）となることに留意すること。また、工事現場における工程管理、品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意すること。また、適切な水準の賃金等に加えて、一般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、材料費等については、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。

併せて、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について別途通知したので、その内容についても、周知徹底を図ること。

2. 契約について

建設工事の契約の締結については、建設業法第19条に基づき、当該建設工事の着工前の書面による契約を徹底すること。建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による契約書を用いて、具体的な工事内容、適正な請負代金及び支払方法、着工及び完工の時期、出来高払の定めをするときはその時期及び出来高払割合等の方法、設計変更・工期の変更・請負代金の変更に關する定め等を明示すること。

特に、請負代金の出来高払を行うに当たり、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用や一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的内容を、請負契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、契約書に明記すること。

また、請負代金を決定する際、下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないように留意すること。

当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金に変更が生じる場合には、双方の協議による適正な手順により、追加工事又は変更工事（以下「追加工事等」という。）の着工前に書面による契約をもってこれを変更すること。工事状況により追加工事等の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、①下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加工事等が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期③追加工事等に係る契約単価の額を記載した書面を追加工事等の着手前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等

の手続きについては、追加工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)の対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことに留意すること。

3. 検査及び引渡しについて

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内に、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

4. 下請代金の支払について

「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」(昭和46年3月12日通商産業省告示第82号。最終改正平成28年12月14日経済産業省告示第290号)及び「下請代金の支払手段について」(平成28年12月14日20161207中第1号・公取企第140号)に基づき、元請負人は下請負人に対し、下請代金の支払をできる限り現金払により行うこと。手形払の場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請負人の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定すること。現金払と手形払を併用する場合には、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意すること。特に、労働者の雇用の安定を図る上で重要であることから、少なくとも労務費相当分(社会保険料の本人負担分を含む)を現金払とするよう支払条件を設定することとし、手形等による支払は慎むこと。

手形期間については、120日以内とすることは当然として、できる限り短い期間とすること。また、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めること。特定建設業者については、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。また、ファクタリング方式を用いる際の決済期間についても同様に、できる限り短い期間に努めること。

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日)までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払(出来高払)や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内に、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。なお、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内に、できる限り短い期間内

に下請代金を支払わなければならないと定められている。そのため、特定建設業者の下請代金の支払期限については、注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた日から一月を経過する日か、下請負人が工事目的物の引渡し申し出を行った日から起算して50日以内に定めた支払期日のいずれか早い期日となることに留意すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第2項に基づき、下請負人に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。また、公共工事に係る前払金については、下請負人、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請負人は、前払金支払時においては、下請負人、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。

下請代金の支払保留については、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しを終了した後、正当な理由なく長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことがないように留意すること。

5. 下請負人への配慮等について

元請負人は、下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。また、公共工事等については、「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。加えて、建設業退職金共済制度については公共工事のみならず、民間工事における普及に努めることとし、元請負人は下請契約の締結に際し、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費を公共工事・民間工事を問わず適切に考慮するとともに、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人が建設業法第19条、第24条の3、第24条の5等の規定及び労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち一定の規定等に違反しないよう指導に努めるとともに、建設業法第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

6. 施工管理の徹底について

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理、工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努めること。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築一式

工事は6,000万円)以上となる場合は、契約書等の写しなど定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置き等を徹底すること。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出すること、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることとされているので、併せて徹底すること。さらに、「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について」(平成26年12月25日付国土建第203号)においても、現場の施工体制の確認の更なる徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

なお、建設工事の主任技術者の専任等に係る取扱いについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」(平成26年2月3日付国土建第272号)や「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」(平成29年8月9日国土建第169号)に十分留意すること。

7. 社会保険加入の徹底について

社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれているものであることから、法定福利費を必要経費として適正に確保することが必要である。

平成24年以降、社会保険加入の促進に向けた様々な取組を進めており、今年度においては、本年6月より、国土交通省直轄工事において、元請企業から提出された請負代金内訳書に記載された法定福利費の額を確認する取組を始めたところである。

これらを踏まえ、元請負人においては、受注時における適正な法定福利費等(社会保険料の事業主負担分及び本人負担分)の確保に努めること。また、昨年度、国土交通省が実施した社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査(以下「実態調査」という。)によると、高次の下請負人ほど十分に法定福利費を受け取れていない工事の割合が多い傾向が見られたことを踏まえ、必要な法定福利費が確実に確保されるよう、下請負人に対し、見積条件に明示すること等により、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促すこと。さらに、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負金額に反映すること。

また、下請負人においては、注文者(元請負人又は直近上位の下請負人)に対し、標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請負人に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

加えて、昨年7月、建設工事標準請負契約約款を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示するものとする規定を新設したことを踏まえ、公共発注者及び民間発注者の請負契約約款の改正に的確に対応するとともに、建設工事

標準下請契約約款を速やかに採用する等、建設工事標準請負契約約款の実施について適切に対応すること。

8. 技能労働者への適切な賃金の支払いについて

建設業の高齢化が進展する中、担い手の確保のためには、技能労働者の処遇改善、特に適切な賃金水準を確保することが重要である。「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）においても、適正な額の請負代金での下請契約の締結や技術者・技能労働者に係る賃金を含めた労働環境の改善が受注者の責務として規定された（第8条）ところである。

また、平成25年4月以降これまで6度にわたり公共工事設計労務単価が上昇し、その都度、建設業団体あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を通知するとともに、国土交通大臣、副大臣又は政務官が日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会（以下「建設業団体四団体」という。）に対して直接要請してきたところであり、各方面の努力の結果、技能労働者の賃金は平成29年までの5年間で約14%上昇しており、他産業と比較しても高い伸び率を示しているものの、製造業と比べ低い水準となっており、未だ十分とは言えない状況である。政府から経済界に対し、賃金の継続的な引き上げに向けた取組が要請されていること、本年3月に策定した建設業働き方改革加速化プログラムにおいて、公共工事設計労務単価の活用や適切な賃金水準の確保が盛り込まれていること、本プログラムを踏まえ、国土交通大臣より建設業団体四団体に対して、現場の技能者まで給与や社会保険料の本人負担分が確実に行き渡るよう具体的な取組の実施を要請していること、この要請を受けて建設業団体において適切な賃金水準の確保のための取組が開始されたこと、さらには、国土交通省直轄工事において、本年10月より、労務費や法定福利費が現場の技能労働者まで行き渡っているかどうかを把握するためのモニタリング調査に着手したことを十分に踏まえ、各団体及び建設企業においては、発注者からの適切な価格での受注、適切な価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払いに関する下請負人や再下請負人への要請、重層下請構造の改善などの具体的な取組を展開するとともに、公共工事設計労務単価の上昇を十分に踏まえ、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう最大限努めること。なお、昨年度、国土交通省が実施した実態調査によると、高次の下請負人において、技能労働者の賃金が低い傾向となっており、また、賃金を引き上げたとの回答の割合も低くなっていることも踏まえ、元請負人においては、下請契約の締結に際してこうした状況を考慮するとともに、下請負人においては、自ら雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

また、平成27年3月から「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を開設しており、同年4月から本格運用が開始された品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）に関する情報、公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報及び社会保険加入対策に係る情報など、建設業に関する様々な生の声を受け付けているので、当該相談窓口

を活用されるとともに、引き続きその周知に努めること。

9. 建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等について

本年6月29日に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)において、建設業については、平成36年4月より、罰則付きの時間外労働規制の一般則を適用することとされている。建設業の働き方改革について、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、時間外労働の上限規制の適用までの間においても、関係者一丸となった取組を強力に推進するため、本年7月に改訂された「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(平成29年8月28日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ)を踏まえ、下請契約の場合においても、適正な請負代金による契約や適正な工期設定、元請と工事の進捗状況の共有、予定された工期で工事を完了することが困難な場合における適切な工期変更を行い、下請建設企業を含めた週休2日など休日の確保の推進に努めること。

10. 消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成26年4月1日の消費税率の引上げに関連して、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)が施行され、これに伴い、国土交通省では、建設業における消費税の転嫁が円滑かつ適正に行われるよう、「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」(平成26年4月1日付国土建推第1号)等を通知してきたところであり、これらを踏まえ、下請契約等において、転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

特に、平成31年10月1日からの消費税率の引上げに伴い、建設工事の請負契約については、平成31年4月1日以降に請負契約を締結し、平成31年10月1日以降に引渡しを行う場合、新税率が適用されることから、平成31年9月30日までに引渡しが予定されている工事の対応については十分留意すること。

なお、消費税の転嫁拒否等に関する政府共通の相談窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」のほか、地方整備局等の「駆け込みホットライン」や都道府県建設業所管部局においても消費税の転嫁拒否等に関する相談を受け付けているので、当該窓口を活用されるとともに、引き続きその周知に努めること。

11. 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、上記1から10までの事項に準じた配慮をすること。